

ら三者で9割強を占めているが、農地法第4、5条該当以外では「地方公共団体」(61.2%)が過半を占め、次いで「農家」(15.3%)、「国」(12.2%)となっている。

第7節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

農業の生産性の向上及び需要の動向に即した農業の再編成の促進や、経営規模の拡大、担い手の育成・確保等の構造政策を推進するため、その基本的条件である農業生産基盤の計画的かつ円滑な整備が肝要である。

また、都市と比較して立ち遅れている農村地域の生活環境の整備を積極的に推進するとともに、都市にも開かれたゆとりある農村空間の創出を図るため、農村地域の総合的な整備を一層推進する必要がある。

このため、平成11年度においては、経営規模の拡大や担い手の育成、農地の連担化、生活環境の整備、中山間地域の活性化、国土・自然環境の保全等に資する事業に重点化を行い、計画的かつ効率的な事業の実施を図った。

さらに平成6年度に策定したウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策について、平成11年度当初予算において710億円、平成11年度公共事業等予備費においては221億円、第2次補正予算においては1,050億円をそれぞれ計上し、対策の推進を図った。

(2) 土地改良長期計画

平成5年度から14年度までの10箇年間に総額41兆円(調整費3兆6,000億円を含む。)に相当する事業を実施する第4次土地改良長期計画を平成5年4月に閣議決定。その後、財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)の規定に基づき、計画期間を14年間に改定することとして、平成9年12月に閣議決定。その全文は以下のとおり。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第4条の2に規定する土地改良長期計画を次のとおり定める。

ア 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の14箇年間に総額41兆円(調整費3兆6,000億円を含む。)に相当する事

業を実施するものとする。

この計画においては、地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、農用地の総合的整備及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進するとともに、農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成事業を推進することを基本方針とし、平成5年度以降の14箇年間においては、継続事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業の実施を進めるものとする。

その種別ごとの事業の実施の目標は次のとおりとする。

(ア) 農用地総合整備事業(農用地の利用上必要な農業用排水施設(基幹的なものを除く。)及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のため必要な事業)

農用地総合整備事業については、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農用地の整備を行い、併せて快適な生活環境の形成等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資源の効率的利用に資するため、それぞれの地域の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を総合的に推進するものとする。

この場合、田については、農地の流動化及び集団化と併せては場の大区画化を推進することを重視し、ほ場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備及び暗渠排水、客土その他の田地の改良のために必要な事業を、畑については、畠地総合整備を中心、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備、区画整理その他畠地の改良のために必要な事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配意しつつ総合的に実施するものとする。また、広域にわたる農産物の生産その他の営農の組織化のためその基幹となる農業用道路の整備を実施するものとする。

平成5年度以降の14箇年間においては、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、田を約90万ha、畑を約50万ha整備するのに必要な事業を行うものとする。

(イ) 基幹農業用排水施設整備事業(農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設及び変更)

基幹農業用排水施設整備事業については、農用地

整備の前提となる条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るため所要の事業を行うものとする。

(ア) 防災事業（農用地の保全のため必要な事業）

防災事業については、農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壤の汚染その他の公害の防止又は除去を図るとともに、農用地整備の前提となる条件を整備するため、それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全、公害対策等の各種防災事業を総合的に推進し、併せて農用地の保全を通じて国土の保全に資するよう実施するものとする。

(イ) 農用地造成事業（農用地の造成並びに埋立て及び干拓）

農用地造成事業については、農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図るとともに、国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行うものとし、平成5年度以降の14箇年間において、農用地約10万haの造成を行うものとする。

イ 事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量は、おおむね次のとおりとする。

国が行い又は補助する事業	32兆3,600億円
(ア) 農用地総合整備事業	21兆9,500億円
(イ) 基幹農業用排水施設整備事業	6兆3,300億円
(ウ) 防災事業	2兆6,700億円
(エ) 農用地造成事業	1兆4,100億円
地方単独事業等	5兆0,400億円
調整費	3兆6,000億円
合 計	41兆0,000億円

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図るものとする。

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上(畠地帯にあっては、1,000ha以上)、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上(畠地帯にあっては、100ha以上)にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県

當事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3~70%，北海道・離島75~85%，沖縄90~95%，奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50~80%となっている。

イ 11年度における整備の目標

長期計画において基幹農業用排水施設については、ほ場条件の整備の前提条件を整備するとともに、農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化等を図るために所要の事業を行うこととなっており、このため継続事業の早期完了を図るとともに新規事業についても計画的に推進を図ることとしている。

したがって、11年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従つて、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、制度の効率的な運用を図ってきた。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県かんがい排水事業及び水資源開発公团営事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の11年度事業実施額は3,997億円で、事業種別の実施額及び地区数は表4のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

11年度における継続地区は農林水産省66地区、北海道56地区、沖縄4地区計126地区で、これらの地区においては10年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省2地区、北海道4地区計6地区は事業を完了した。

また、11年度においては、新たに農林水産省4地区、北海道3地区、沖縄1地区計8地区の新規着工並びに農林水産省1地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。(表5)

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに緊急生産調整推進対策を推進し、効率的な転作営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行

表4 11年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数										沖縄				
		農林水産省					北海道					全計				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	
国営かんがい排水	(232,815,403) 283,646,570	66	(2)	4	18	88	56	(4)	3	18	77	4	(0)	1	0	5
(一般型)	(224,980,958) 271,966,570	61	(1)	4	18	83	56	(4)	3	18	77	4	(0)	1	0	5
かんがい排水	254,699,570	58	(0)	4	18	80	38	(1)	1	18	57	4	(0)	1	0	5
国営造成土地改良施設整備	2,970,000	3	(1)	0	—	3	3	(0)	0	—	3	—	(-)	—	—	—
直轄明渠排水 (特別型)	14,297,000 (7,834,445)	—	(-)	—	—	—	15	(3)	2	—	17	—	(-)	—	—	—
かんがい排水	11,680,000	5	(1)	—	—	5	—	(-)	—	—	—	—	(-)	—	—	—
土地改良調査計画費	84,290															
補助かんがい排水	(59,963,097) 116,095,841	616	(134)	54	0	670	51	(5)	10	—	66	33	(0)	4	1	38
かんがい排水	(55,433,097) 107,032,721	539	(112)	42	0	581	46	(4)	7	—	57	33	(0)	4	1	38
一般型	(44,356,422) 84,971,771	294	(40)	15	0	309	25	(0)	2	—	27	33	(0)	4	1	38
特定地域型	(277,200) 462,000	3	(1)	—	—	3	—	(-)	—	—	—	—	(-)	—	—	—
広域農業基盤緊急整備型	(1,266,475) 2,532,950	5	(0)	0	0	5	1	(-)	0	—	1	—	(-)	—	—	—
排水対策特別型	(9,533,000) 19,066,000	237	(71)	27	—	264	20	(4)	5	0	29	—	(-)	—	—	—
基幹水利施設補修	(4,530,000) 9,063,120	77	(22)	12	—	89	5	(1)	3	0	9	0	(0)	0	0	0

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。

2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。

3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。

4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策」を含む。

表5 平成11年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施設計地区
かんがい排水	農林水産省	豊川総合用水	大井川用水(一期) 九頭竜川下流(一期) 第二十津川紀の川 新湖北(二期)	綾川
		北海道 新雨竜(一期)	別海	
		沖縄 伊是名		
国営造成土地改良施設整備	農林水産省	旧迫川		
直轄明渠排水	北海道	北斗、東豊似、上幌呂	留辺蘂、塩幌	

う緊急生産調整推進排水対策特別事業を実施している。

11年度においては、継続地区700地区の事業を推進するとともに、このうち139地区を完了し、また、新たに68地区について着工した。

エ 水資源開発公団事業

水資源開発公団は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るために、水資源開発促進法・水資源開発公団法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川)において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業(農業用水関係分)においては、11年度予算事業費491億1,449万円、うち農水補助金額178億4,515万円をもって、愛知用水二期、利根中央用水及び木曽川用水施設緊急改築の継続3地区を実施し、新たに豊川用水二期及び香川用水施設緊急改築の2地区の着工並びに豊川総合用水の国営からの承継を行った。

また、管理事業(農業用水関係分)においては11年度予算事業費124億1,464万円、うち農水補助金額20億9,985万円をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

(2) 水田地帯の整備

ア ほ場整備事業

ほ場整備事業は、農地等の区画形質の改善、用排水路、道路、暗きよ排水の整備、農地の集団化等を総合的に実施することにより、農地を営農機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうる生産性の高い汎用耕地に整備し、農業の生産性向上とそれを担う経営体の育成等を図ることを目的として実施している。平成11年度においても本事業の積極的な推進に努めた。

(ア) 担い手育成に資する基盤整備と農地の利用集積
土地利用型農業のコスト低減、経営の体质強化を図るために、集落段階を基礎とした合意形成に基づき担い手の育成と農地の利用集積を推進する地域において次の事業を行った。

a ほ場整備事業（担い手育成型）

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的農業構造を作り上げていくことを目的。地域関係者の意向を踏まえて、農地の流動化や農業農村整備の目標等を定めた農業農村活性化計画を作成し、高生産性ほ場の整備や畦畔除去等の簡易なほ場整備などの農業生産基盤と農村生活環境の一体的整備をするものであって、受益面積概ね20ha以上、国庫補助率50%（離島55%、沖縄75%）で実施した。

b 担い手育成基盤関連流動化促進事業

ほ場整備事業等の実施を契機として、農地の利用調整を支援することにより、担い手へのより質の高い農地の利用集積、農地流動化の一層の推進を図るため、担い手への農地の利用集積に応じた促進費の交付、土地改良調整事業に対する補助を行った。

また、担い手育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、担い手の経営する農業生産面積が事業実施前と比較して一定割合以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が土地改良区等に無利子資金の貸付けを実施した。

(イ) ほ場整備事業（一般型）

a 一般型

区画整理事業に係る受益面積が都道府県営事業にあってはおおむね200ha（市町村生産調整推進基本計画に即した営農計画が策定され、又は策定されることが確実と認められるもの及び沖縄県において行うものにあっては60ha、ただし農地利用権設定特別促進事業にあっては20ha）以上のものについて、補助率45%（離島50%、沖縄県75%）で実施した。

b 大区画型（高生産性大区画ほ場整備事業）

地域の農業生産の方向に沿った土地利用型農業の確立を図るために、おおむね1ha以上の大区画のほ場を地

区の一定割合以上整備する都道府県営事業であって、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率50%（離島55%）で実施した。

イ 土地改良総合整備事業

土地改良総合整備事業は、多様化、高度化する食料需要に対応しつつ、耕地の汎用化を促進し、農地の高度利用を推進することにより、農業経営の安定化を図ることを目的として、都道府県が事業主体となり実施している。平成11年度においても、地域の実態に即した畑作物の生産振興及び農用地の高度利用のための条件を整備するため、土地改良総合整備事業の積極的な推進を図った。

また、小規模零細地域農業基盤整備事業を実施し歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における関係農家の農業経営の改善と所得の安定を図り、さらに団体営土地改良事業等の実施予定地区にかかる調査設計事業に対する助成を行った。

(ア) 土地改良総合整備事業（一般）

a 一般型

本事業は、地域の実情に応じて、畑作振興及び水田の汎用化を図るため必要な事業を総合的・一体化的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗きよ排水・客土の事業のうち2以上の受益面積の合計が、おおむね60ha以上となる地区について、国庫補助率45%（北海道・特殊地域50%）で実施した。

b 緊急生産調整推進型

本事業は、農業の生産条件の不利な特殊地域を対象に、米穀の生産の転換を図り、緊急生産調整推進対策の円滑な推進に資することを目的として実施するもので、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計が20ha以上となる地区について国庫補助率50%で実施した。

c 集約農業型

本事業は、田畠混在地域を対象に施設園芸等の集約型農業の集団化と地域における農地利用の秩序化を図り、農業生産性の向上等を図ることを目的として実施するもので、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計が30ha以上となる地区について国庫補助率45%（特殊地域50%）で実施した。

d 省力化型

本事業は、区画整理や基幹のかんがい排水施設等の基礎的な生産基盤が整備された地域において、農業用水路のパイプライン化等の整備を行うことにより、水田営農のより一層の省力化を促進することを目的と

して実施するもので、①農業用用水施設整備、②農業用排水施設整備、③暗渠、④客土、⑤農道、⑥特認のうち①の事業の受益面積が20ha以上となる地区について国庫補助率50%で実施した。

e 担い手育成型

本事業は、田畠混在地域を対象に集約型農業の振興を図るとともに、担い手への農地利用集積を促進し、安定的な農業経営の確立を図ること等を目的として実施するもので、用排水施設・農道・暗渠・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上となる地区について国庫補助率50%で実施した。

f 他事業関連型

本事業は、他事業（新東京国際空港整備等）に関連して必要な農業生産基盤整備を実施し、他事業の円滑な推進に資することを目的として実施するもので、土地改良総合整備事業を実施した。

(イ) 小規模零細地域農業基盤整備事業

本事業は、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が、平成8年度をもって期限切れになることに伴う措置として閣議決定された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」に基づき実施するもので、地域の実情に応じて①ほ場整備、②土地改良総合整備、③農道整備事業、④かんがい排水の4事業を選択し、その受益面積がおおむね10ha以上の地区について、3分の2の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

(ウ) 調査設計事業

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るために、事業実施予定地区の計画書及び実施計画書を兼ねた書類の作成に係る調査設計事業を、補助率50%の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

11年度におけるほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況は表6のとおりである。

表6 ほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況
(単位:千円)

	地区数	予算額
ほ 場 整 備 事 業	1,640	165,362,107
担 い 手 育 成 型	1,104	136,357,662
一 般 型	536	29,004,445
土 地 改 良 総 合 整 備 事 業	375	20,867,116
一 般	358	17,481,270
小 規 模 零 細	17	1,221,000
調 査 設 計	—	2,164,846

(3) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約227万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しつつ、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るために、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、11年度における実施事業の実績及び地区数は表7のとおりであり、総額1,148億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。11年度においては、継続地区7地区的事業を推進した。

イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

(ア) 概 説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成11年度においては、新規31地区を採択して、事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きよ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) • 20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上

・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であ

表7 11年度畠地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数					沖縄					計				
		農林水産省			北海道			全計			計					
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
畠地帯総合土地改良	(18,387,275)															
パイロット	22,180,740	—	(-)	—	—	7 (0)	0	0	7	—	(-)	—	—	—	—	
畠地帯総合整備	(60,402,254)															
担い手育成型	114,810,354	375	(37)	30	—	405	158 (0)	21	—	179	31 (3)	2	—	33		
(32,800,300)	61,359,042	141	(6)	22	—	163	63 (0)	7	—	70	14 (2)	2	—	16		
担い手支援型	(3,991,998)															
8,187,933	30 (3)	8	—	38	10 (0)	14	—	24	1 (-)	0	—	1				
一般型	(12,489,456)															
	24,448,298	123	(14)	—	—	123	37 (0)	—	—	37	9 (1)	—	—	9		
緊急整備型	(11,120,500)															
	20,815,081	81	(14)	0	—	81	48 (0)	0	—	48	7 (-)	0	—	7		

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む

2 実施額の上段 () は国費、下段は事業費

ること。

(補助率) 50~75%

ウ 畠地帯総合整備事業（担い手支援型）

(ア) 概説

畠作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畠地帯整備を総合的に行うものであり、平成11年度においては、新規22地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きよ排水、土層改良（単独で行う土層改良事業を含む）、農用地造成、農用地の保全）、営農用水施設（単独で行う営農用水事業を含む）、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準) ・30ha（沖縄及び奄美20ha）以上
・担い手農家の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

(補助率) 都道府県営：50~75%

(4) 農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、既耕地と未墾地の一体的整備による地域農業の再編整備を行い、生産性の高い優良農地を確保するとともに土地利用の秩序化を実現し、主産地の形成、効率的な農業経営の実現等を推進するものである。

平成元年度には、国が事業主体となる国営農地開発事業制度を廃止し、継続中の地区的早期の完了を図る

とともに、国営農地再編パイロット事業を創設したところであるが、平成7年度には、担い手の育成と中山間地域の環境保全等の地域ニーズに的確かつ緊急に対処していく観点から国営農地再編整備事業に再編して一般型と中山間地域型を創設し、より政策目的に対応した事業としたところである。

なお、各事業の予算は表8のとおりである。

ア 国営農地再編整備事業

広域にわたる計画的な生産基盤の整備を行い、生産性の向上及び地域農業の展開方向に即した農業構造の実現を図るとともに、農業的土地利用と非農業的土地利用との整序化を図ることにより、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的としたものである。

11年度は、継続18地区（農林水産省8、北海道10）、新規着工1地区（農林水産省1）を実施した。

イ 農地開発事業

(ア) 農地開発事業

農地開発事業は、未墾地の開発を主体とし、受益農家の経営規模の拡大を図るとともに、需要の動向に即した生産性の高い農業を営むことができるよう基幹的土地改良施設の整備を行う事業である。この事業には事業主体によって国営農地開発事業、県営農地開発事業がある。

11年度における実施地区数は、国営20地区（農林水産省13、北海道6、奄美1）、都道府県営45地区（農林水産省35、北海道5、離島1、沖縄3、奄美1）であり、このうち国営6地区（農林水産省2、北海道4）、都道府県営5地区（農林水産省4、北海道1）が完了した。

(5) 国営干拓事業等

ア 干拓事業

表8 農地開発事業、草地開発事業の概要（補正後）

〔一般会計〕	地区数			事業費 (千円)	予算額 (千円)
	継続	うち 完了	新規		
(農林水産省)					
(項) 農用地開発事業費					
(目) 農用地開発事業費補助					
県営農地開発	35	(4)	-	35	7,381,024
(北海道)					
(項) 北海道農用地開発事業費					
(目) 農用地開発事業費補助	5	(1)	-	5	1,223,806
道営農地開発	5	(1)	-	5	1,223,806
(離島)					
(項) 離島振興事業費					
(目) 農用地開発事業費補助					
県営農地開発	1		-	1	132,000
(沖縄)					
(項) 沖縄振興事業費					
(目) 農用地開発事業費補助					
県営農地開発	3		-	3	473,544
(奄美)					
(項) 離島振興事業費					
(目) 農用地開発事業費補助					
県営農地開発	1		-	1	82,602
〔国営土地改良事業特別会計〕					
(農林水産省)					
(項) 土地改良事業費					
(目) 国営農用地再編開発事業費	21	(2)	1	22	60,158,918
一般型	21	(2)	1	22	60,158,918
国営農地再編整備	8		1	9	12,493,794
国営農地開発	13	(2)	-	13	47,665,124
(北海道)					
(項) 北海道土地改良事業費					
(目) 国営農用地再編開発事業費					
一般型	17	(5)	-	17	16,913,889
国営農地再編整備	10		-	10	10,393,208
国営農地開発	6	(4)	-	6	6,120,681
国営草地開発	1	(1)	-	1	400,000
(奄美)					
(項) 離島土地改良事業費					
(目) 国営農用地再編開発事業費					
一般型	1		-	1	1,340,000
国営農地開発					1,184,362

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあっては事業実施の翌年度から、特別型にあっては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成11年度における特別会計予算額の事業別内訳は表9のとおりである。

(イ) 一般会計

11年度における実施地区数は16地区である。

一般会計で実施しているのはほ場整備事業一般型（干拓地等農地整備事業）であり、11年度予算額は、7億8,890万円（前年度は13億832万円）でその事業別内訳は表10のとおりである。

表9 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳

（単位：千円）

事業区分		地区数	予算額
一般	型	2	9,448,000
特別	型	3	6,129,000
計		4	15,577,000

表10 一般会計予算事業別内訳

（単位：千円）

事業別		地区数	予算額
ほ場整備事業一般型 (干拓地等農地整備事業)		16	788,900

(6) 緑資源公団事業

ア 緑資源公団の経緯等

緑資源公団は、昭和31年に設立された森林開発公団が平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し、名称を緑資源公団に改組されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、また、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るために既耕地の整備を中心とした事業を実施することになった。

平成9年の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされ、緑資源公団に改組された。

公団の業務の追加に伴い、森林整備及びこれと併せて農用地整備を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的としている。

緑資源公団は現在行っている農用地総合整備事業の実施、調査中の地区の事業のみを継承。海外農業開発の調査業務についても継承し、引き続き実施する。

また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申（平成10年9月）を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を推進する。

イ 業務内容

緑資源公団は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び自然条件の特殊性に起因した障害が生じている特定の地域において、その障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良の事業を短期集中的に実施する農用地等緊急保全整備事業を実施しており、平成12年度に完了する。

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は、10年度、畜産基地建設事業は、11年度に完了する。

また、緑資源公団の設立に伴い、中山間地域における森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一體

的に実施する特定中山間保全整備事業が新たに加わった。

なお、上記業務に加えてNTT-A型プロジェクトに対する貸付業務を行い得ることとなっている。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上），補助率は、工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

農用地等緊急保全整備事業は、地盤の相当部分が泥炭土又は琉球石灰岩からなることに起因して生じる障害を除去するために必要な農業用排水施設の新設又は改良を行うもので（受益面積3,000ha以上），補助率は北海道のうち田75%，畠80%，沖縄95%以内である。

広域農業開発事業は、農用地の造成を中心として、大規模な畜産経営農家等の創設若しくは育成又は共同利用牧場の建設等による飼料基盤の拡大を通じて地域の農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積500ha以上），補助率は、工種毎に40%～70%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

畜産基地建設事業は、畜種複合型事業と単一畜種型事業に区分されるが、現在実施しているのは畜種複合型のみである。畜種複合型事業は、農用地の造成を中心とし、家畜排せつ物の土地還元利用等を基軸とする畜産と耕種農業の有機的な結合を通じて農畜産物の生産の合理化を図り、濃密生産団地を建設するもので（農用地造成面積150ha以上であり、かつ、飼養頭羽数（豚換算）1万頭以上），補助率は、55%以内である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域で、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持保全を図る。補助率は55%以内（基幹農林道は2/3以内）である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 緑資源公団国内業務

a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、日野区域（鳥取）のほか13区域を継続実施するとともに、南丹区域（京都）について新規着工を行った。また、安房南部区域（千葉）、黒潮フルーツライン区域（和歌山県）及び下閉伊北区域（岩手県）の計3区域について全体実施設計を行った。

b 農用地等緊急保全整備事業

63年度から事業を実施し、石狩川雨竜区域（北海道）及び宮古区域（沖縄）を継続実施した。

c 広域農業開発事業

49年度から事業を実施し、11年度には阿蘇区域（熊本）の後進地域特例法適用団体補助率差額金を交付した。

d 畜産基地建設事業

49年度から事業を実施し、吾妻利根区域（群馬）を継続実施した。

なお、11年度における実施状況は、表11のとおりである。

表11 11年度緑資源公団国内事業の実施状況

（単位：千円）

事業名	区域数	事業費	国費
緑資源公団事業	21	45,232,000	31,376,769
農用地総合整備事業	18	31,274,000	20,645,730
農用地等緊急保全整備事業	2	7,576,000	6,487,709
広域農業開発事業			116,038
畜産基地建設事業	1	3,870,000	2,106,000

(イ) 緑資源公団海外業務

国際協力事業団からの委託に基づき、マリ国において開発調査を、また、パラグアイ共和国、ラオス国においてプロジェクト方式技術協力事業の実施に対する支援業務（村づくり協力）を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化防止や農地・土壤浸食防止に対処するための技術情報の収集分

表12 11年度緑資源公団海外事業の実施状況

（単位：千円）

(1) 受託事業

開発調査（農業農村開発に関するマスター プラン作成）

マリ国セグー地方南部砂漠化防止計画調査

プロジェクト方式技術協力事業の支援業務

パラグアイ・ピラール南部地域農村開発計画

ラオス・ヴィエンチャン県農業農村開発計画

受託額 431,127

(2) 補助事業

海外農業開発技術情報整備 補助額 78,408

海外村づくり基礎調査 " 39,785

砂漠化防止等環境保全対策調査 " 476,781

農地・土壤侵食防止対策基礎調査 " 98,203

環境保全型水資源開発基礎調査 " 84,000

析や実証調査、地下ダムを利用した環境保全型水資源開発等の基礎調査を実施した。

なお、11年度における実施状況は表12のとおりである。

エ 農用地整備公団事業の承継について

農用地整備公団は、行政改革の一環として、平成9年6月の閣議決定において、「平成11年に予定される農業基本法の改定に伴う農政全体の見直しに合わせ、廃止する。受託残事業は、森林開発公団に移管する。」とされた。

この閣議決定を受け、第145回国会において森林開発公団法の一部改正が行われ、現在農用地整備公団が実施している農用地総合整備事業等については、現在実施中又は調査中の地区のみを実施することとし、海外事業その他の業務とともに平成11年10月1日に森林開発公団（緑資源公団に改称）に承継されることとなつ

表13 11年度土地改良調査計画費

(単位：千円)

事項	農林水産省	北海道	沖縄
土地改良調査計画費	12,327,310	3,169,182	520,422
(農地)	12,327,215	3,169,182	520,422
広域調査費	3,871,676	1,957,058	178,685
地域基本計画調査費	229,500	31,500	14,500
国営等事業地区計画調査費	1,482,300	895,700	122,000
都道府県営事業地区計画調査費	229,000	25,000	11,000
長期計画調査費	288,700	11,600	8,820
土地利用計画調査費	49,400	2,200	600
農業水利基本調査費	255,650	11,600	3,550
農村整備・活性化基本調査費	75,000	2,000	2,000
中山間・地域資源調査費	120,900	7,500	4,500
地下水調査費	157,050	17,500	85,200
情報化推進調査費	29,600	—	—
土地改良経済調査費	48,150	8,140	4,590
計画基準調査費	118,112	20,100	9,500
営農推進調査費	165,719	42,500	9,500
農業農村整備事業計画検討調査費	282,738	34,300	19,000
農業生産基盤整備推進調査費	55,500	13,000	4,000
特定地域整備推進調査費	5,000	5,000	—
農村環境整備推進調査費	75,600	—	—
農村新社会資本整備調査費	57,200	—	—
農地保全調査費	140,000	—	—
農村環境保全基礎調査費	254,000	3,000	—
技術調査費	3,612,569	31,313	38,533
事業実施調査費	409,837	15,313	314
土地改良事業等推進調査費	87,368	15,314	353
土地改良施設管理調査費	98,477	14,163	1,216
公団事業推進調査費	33,293	5,381	1,991
補助事業審査指導費	85,876	—	570
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	—	—
(草地)		—	—
補助事業審査指導費	95	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	57,100	16,000	3,750

表14 11年度国営等地区調査の実施状況

区分	農林水産省				北海道				沖縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
土地改良事業地区	11	5	16	3	12	2	14	6	1	—	1	—
一般	11	5	16	3	9	—	9	3	1	—	1	—
直轄明渠排水	—	—	—	—	3	2	5	3	—	—	—	—
農地再編整備事業地区	5	—	5	2	6	—	6	—	—	—	—	—
《国営地区計》	16	5	21	5	18	2	20	6	1	—	1	—
農用地等整備地区	2	—	2	2	2	1	3	—	—	—	—	—
特定中山間保全整備地区	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
《国営等地区 合計》	18	6	24	7	20	3	23	6	1	—	1	—

ている。

(7) 土地改良調査計画

ア 土地改良調査計画

11年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等地区調査及び広域農業開発基本調査等を行うとともに、基盤整備等に併せて集落整備を行うことについての事業化に向けた検討、ダム等の堆砂を資源として評価し客土材等へ活用する技術の検討、環境に配慮した農業農村整備事業を推進するための環境管理システムの導入についての検討等について調査を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表13のとおりである。

イ 11年度国営等地区調査

11年度において、実施した地区は表14のとおりである。

3 農村整備事業

(1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地へ輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあっては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあっては採択要件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業

(アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であって、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員がおおむね5m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置農法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあっては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあっては採択要件が緩和されている。

ウ 広域営農団地農道整備事業

(中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長3km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあっては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

エ 一般農道整備事業（県営）

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%，奄美群島65%，沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあっては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(カ)以外)

(イ) 既設農道の舗装整備

- (ウ) 樹園地、野菜指定産地における畠地帯または田畠輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備
- (エ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域の農道の新設または改良
- (オ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道環境整備事業

既設農道等の環境面からの更新整備や、農道機能強化面からの整備水準の向上を主体とした整備を計画的に行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が30百万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%，奄美群島65%，沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域、または、急傾斜地帯で行うものにあっては採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島50%，奄美群島75%，沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成11年度における農道整備事業の実施状況は表15のとおりである。

表15 平成11年度農道整備事業の実施状況

事業区分	地区数	国費(補正後)千円
広域営農団地農道整備事業	313	59,073,509
一般農道整備事業	665	11,982,567
農免農道整備事業	933	37,902,530

(2) 農村総合整備事業

ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県、市町村又は土地改良区等により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施

設（コミュニティー施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施する事業である。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 572 国 費 40,222百万円

新規採択地区数 56 新規採択総事業費 415億円

イ 防災水利整備事業

農業用水の有効利用の観点から、地震等の災害発生時に消防水利もしくは生活水利の機能が停止した場合等に、地域防災を支援するため、農業水利施設に附帯する防災用施設の整備を行うとともに、渇水時の節水能力を向上させることにより、地域の渇水調整の円滑化に資するため、農業水利施設に附帯する渇水対策施設の整備を行う事業である。

防災水利整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 24 国 費 510百万円

新規採択地区数 7 新規採択総事業費 7億円

(3) 田園整備事業

ア 農村活性化住環境整備事業

本事業は、ほ場整備等により優良農地の生産基盤の整備を進める中で、非農用地を創出し、住宅用地及び公共施設用地を確保するとともに、集落の緑地空間及び水辺空間等の生活環境を整備し、農村地域の住環境の快適性の向上を図るものである。

農村活性化住環境整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 91 国 費 6,850百万円

新規採択地区数 4 新規採択総事業費 43億円

イ 田園空間整備事業

農業・農村の有する多面的機能の発揮が求められるなか、農村地域の整備にあたっては、自然と人間が織りなしてきた農村の伝統・文化に視点をおいた田園空間としてとらえることが重要となってきている。このため、農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的に行い、魅力ある田園づくりによる都市の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 28 国 費 2,461百万円

新規採択地区数 19 新規採択総事業費 343億円

ウ 集落地域整備事業

本事業は、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村がマスター・プラン

として定めた農村基盤整備計画（集落地域整備計画）に即して集落地域整備事業計画を策定し、これに基づき農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数	40	国 費	2,685百万円
新規採択地区数	5	新規採択総事業費	18億円

エ 地域開発関連整備

(ア) 地域整備関連総合整備事業

地域整備関連総合整備事業は、地域において展開される社会資本や定住環境の整備、就業機会の増大等を目的とした地域の活性化に資すると認められる構想等と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤を総合的に整備し、当該構想の円滑な推進と農業の生産性の向上等を図ることを目的に実施するもので、用排水施設、農道、暗渠、客土、区画整理のいずれか又は2以上の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50%（特殊地域55%）で実施した。

(イ) 地域開発関連ほ場整備事業

a 土地利用秩序形成型事業

土地利用型農業の構造改善と地域活性化対策の強化、高付加価値農業の生産基盤整備を推進するため、都道府県が定める土地利用調整計画及び高付加価値農業振興計画に従って行うものであって、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率45%で実施した。

b 緑農住区開発関連型事業

都市近郊において、農用地、緑地、住宅用地等を一体的に整備する必要のある地域において、ほ場整備事業及び区画整理区域内で創設された農業近代化施設用地等の整備を行うものであって、区画整理事業に係る受益面積が都道府県営事業にあってはおおむね20ha以上、団体営事業にあってはおおむね10ha以上、国庫補助率45%で実施した。

(4) 農村環境整備事業

近年、国民の意識は「物的な豊かさ」よりも「うるおい」や「心の豊かさ」を重視するようになってきており、農村地域は、水や緑に恵まれた豊かな自然環境を形成している場、ゆとりとやすらぎを享受しうる生産・生活・交流の場として一層開かれた空間として、国民の関心も高まっている。

このような観点から、本事業は、市町村が樹立する「農村環境整備計画」に基づいて各種事業の環境関係整備を中心に総合的に実施する地域環境整備事業とそれを補完して各施設毎に機動的に対応する施設環境整備事業から成り、農村環境整備を強力に推進している。

農村環境整備事業の実施状況を以下に示す。

《地域環境整備事業》

実施地区数	国 費	971百万円	
新規採択地区数	7	新規採択総事業費	70億円

《施設環境整備事業》

水環境整備事業

実施地区数	298	国 費	7,907百万円
新規採択地区数	27	新規採択総事業費	111億円

魚道整備事業

実施地区数	38	国 費	1,237百万円
新規採択地区数	9	新規採択総事業費	14億円

農村自然環境整備事業

実施地区数	44	国 費	2,121百万円
新規採択地区数	5	新規採択総事業費	21億円

(5) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の成育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

国庫補助率は50%（内地、北海道）・60%（奄美）及び75%（沖縄）であり、平成11年度には継続1,446地区の事業を実施するとともに、298地区について新規着工を行った。

また、都市に比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備促進を図るため、地方単独事業を活用した農業集落排水緊急整備事業（平成5年度から平成14年度までに着手する事業）を継続して実施した。（表16）

表16 農業集落排水事業の実施状況

（単位：千円）

	10年度	11年度
農業集落排水事業	224,997,816	152,015,241

(6) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、

採択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が都道府県営事業の場合は60ha以上、市町村営事業の場合は20ha以上である。

補助率は、農林水産省55%，北海道55%，離島60%，沖縄75%，奄美70%で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

11年度における実施地区数は、608地区（うち新規109地区）

	10年度 (千円)	11年度 (千円)
中山間地域 総合整備事業	93,686,914	82,677,852

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壤の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保全管理事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

(目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）

(目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

(項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉛毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱（40年12月24日40農地D第1829号）、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（42年3月8日42農地D第24号）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（60年4月5日60構改D第395号）、公害防除特別土地改良事業実施要綱（47年1月11日46農地D第808号）及び国営総合農地防災事業実施要綱（元年7月7日元構改D第486号）等に基づいて計画的に行われている。

11年度における各事業の実施状況は、表17のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

表17 11年度農地防災等事業の実施状況

（）は全計地区で外数

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	繼 続	新 規	計	完 了
国営総合農地防災事業	38,672,720	29,047,594	(1)17	3	(1)20	(1)1
直轄地すべり対策事業	8,292,415	8,292,415	8	1	9	0
農地防災事業						
防災ダム事業	11,821,088	6,402,514	71	15	86	15
ため池等整備事業	69,113,833	36,117,088	1,163	234	1,397	480
湛水防除事業	42,081,425	22,035,582	192	27	219	25
農地保全事業						
地すべり対策事業	23,299,833	11,601,652	728	33	761	201
農地保全整備事業	21,415,702	11,288,556	236	21	257	35
農村環境保全対策事業						
水質保全対策事業	9,970,759	5,296,842	83	7	90	12
公害防除特別土地改良事業	3,284,630	1,701,000	10	0	10	3
地盤沈下対策事業	14,709,792	8,006,500	30	2	32	1
総合農地防災事業	5,448,234	2,895,370	24	2	26	4
中山間総合整備事業						
中山間地域総合農地防災事業	5,419,847	2,973,660	60	18	78	11
農業用施設災害関連事業						
鉛毒対策事業	1,450,000	725,000	3	0	3	0
計	254,980,278	146,383,773	2,625	363	2,988	788

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会资本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で11年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で11年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で11年度は18地区で実施した。

(エ) 国営造成施設権利調整対策事業

国営造成施設である管水路の保全を図るために、区分地上権の設定等を行う事業で11年度は2地区で実施した。

(オ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で11年度は29地区で実施した。

(カ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で11年度は189地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業

(ア) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業

基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整備等の指導援助を行う事業で11年度は31道県で実施した。

(イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設を管理する土地改良区等の安全管理体制又は水管理体制の再編整備を行う事業並びに土地改良財産管理台帳の諸元や図面等の電算システム開発を全土連において実施する事業で11年度は60地区で実施した。

(ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で11年度は50地区で実施した。

(エ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設群を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で11年度は3地区で実施した。

(オ) 基幹施設管理強化対策事業

国営土地改良事業により造成したダムの上下流における開発行為による洪水時等におけるダム管理の社会的要請に対応するため、ダムの防災機能強化を図る事業で11年度は3地区で実施した。

(カ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

(キ) 土地改良施設管理技術強化対策事業

施設管理技術の向上対策強化のため、全土連が研修を行う事業で11年度は全国8ブロックで実施した。

(ク) 農業水利施設台帳整備事業

国営及び国営附帯県営事業により造成された農業水利施設のうち、土地改良区等が管理している施設について、農業水利施設台帳を整備する事業で11年度は48地区で実施した。

(ケ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の利水団体が保有する許可水利権の申請に関する資料の作成上、利水団体で対応困難な技術計算の指導等を行う事業で11年度は4地区で実施した。

(コ) 実施状況(11年度)

	地区数	予算額 (千円)
直 輄 管 理 事 業	5	924,846
広 域 農 業 水 利 施 設 総 合 管 理 事 業	1	394,051
国 営 造 成 施 設 水 利 管 理 事 業	18	190,000
国 営 造 成 施 設 権 利 調 整 対 策 事 業	2	40,800
国 営 造 成 施 設 県 管 理 補 助 事 業	29	1,571,076
基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業	189	1,300,004
基 幹 水 利 施 設 技 術 管 理 強 化 特 別 指 導 事 業	31	786,934
国 営 造 成 施 設 管 理 体 制 整 备 促 進 事 業	60	478,038
土 地 改 良 施 設 修 繕 保 全 事 業	50	951,852
水 利 施 設 総 合 管 理 シ ス テ ム モ デ ル 事 業	3	70,485
基 幹 施 設 管 理 強 化 対 策 事 業	3	20,910
土 地 改 良 施 設 安 全 管 理 推 進 事 業	1	20,000
土 地 改 良 施 設 管 理 技 術 強 化 対 策 事 業	1	12,000
農 業 水 利 施 設 台 帳 整 备 事 業	48	91,926
農 業 水 利 保 全 支 援 事 業	4	20,000

5 海岸事業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他の海水による被害から農地等を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海

表18 11年度海岸保全事業の実施状況

区分	実施額		地区数		
	事業費 (千円)	国費 (千円)	継続	新規	計
海岸保全施設整備事業(直轄)	4,383,444	4,383,444	4	0	4
海岸保全施設整備事業(補助)	18,304,300	9,624,000	191	5	196
海岸環境整備事業(補助)	5,138,000	1,712,600	41	2	43
公有地造成護岸整備事業(補助)	210,000	84,000	3	0	3
計	28,035,744	15,804,044	239	7	246
					21

岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。11年度における海岸保全事業の実施状況は表18のとおりである。

6 災害復旧事業

(1) 概況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)」、農地保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費については補正予算等により措置されている。

(2) 新規災害

11年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表19のとおりである。

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

表19 11年災被害額

区分	箇所数	被害額(千円)
直轄・代行	22	180,000
農地	36,742	57,374,600
農業用施設	36,170	106,547,400
海岸保全施設等	72	3,583,000
計	73,006	167,685,000

表20 11年度新規発生災害の事業実施状況

区分	事業費(千円)	国費(千円)
直轄	141,063	135,873
農地	19,884,349	18,154,411
農業用施設	48,771,122	46,430,108
海岸保全施設等	1,091,721	750,012
計	69,888,255	65,470,404
農地災害関連区画整備	0	0
農業用施設関連	36,794	30,833
災害関連農村生活環境施設	59,870	29,935
災害関連緊急地すべり	541,630	270,815
計	638,294	331,583
合計	70,526,549	65,801,987

表21 11年度過年災害の事業実施状況

区分	事業費(千円)	補助金(千円)
直轄		
10年災	392,477	376,127
農地		
9年災	69,179	63,022
10年災	7,910,100	7,308,932
農業用施設		
9年災	494,950	471,687
10年災	8,528,088	8,144,324
海岸保全施設等		
9年災	5,722	4,000
10年災	781,519	600,988
農業用施設関連		
9年災	10,496	8,649
10年災	65,250	55,332
ため池災害関連特別対策		
9年災	18,393	14,475
農地災害関連区画整備		
10年災	166,982	110,208
災害関連農村生活環境		
10年災	21,426	10,713
計	18,464,582	17,168,457

平成11年6月16日から7月4日までの間における梅雨前線による豪雨9月3日指定 政令第261号